

会費規程

第1条 この規程は、定款第9条に基づき、会員及び学生会員の入会金及び会費に関する必要な事項を定める。

第1条 会員及び学生会員は入会金の納入を要しない。

第3条 会員及び学生会員の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会員 年 5,000 円

(2) 学生会員 年 2,500 円

第4条 前条の規程に関する会費は、4月1日から翌年3月31日までの1年分とし、この法人が指定する方法で毎年5月31日までに一括して納入しなければならない。

2 本条に定める会費納付に際し、振込手数料は、会員の負担とする。

第5条 定款第10条に基づき、退社するときは1ヶ月以上前に当法人に対して予告し、当該年度の会費を納入しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則) この規程は 2024年6月30日に制定し、同日より施行する。